

令和7年度 中小企業等人材確保・育成支援事業補助金

— 交付要領 —

受付期間	令和7年4月15日（火）～令和8年2月6日（金） ※受付は先着順で予算上限に達し次第、終了します。 ※<u>交付決定日までに3週間程度要します。交付決定後に申込</u>
------	---

1. 目的

徳島市（以下「本市」）の中小企業者等が行う人材確保・育成に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、本市中小企業者等における安定的な雇用確保の促進及び振興を図ることを目的としています。

2. 対象者

補助金の交付対象となる事業者は、次のいずれかの要件を満たす

税理士法に基づく税理士法人 行政書士法に基づく行政書士法人 司法書士法に基づく司法書士法人 弁理士法に基づく特許業務法人 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人	⑨組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)又は有限責任事業組合(LLP)
---	---

3. 対象外となる者

5. 対象事業

(1) 人材確保・定着支援事業

人材確保又は若年従業員の定着を図ることを目的に行う事業の経費の一部を補助します。

		内 容
対 象 事 業	人材確保	

■宿 泊 費		
支給条件	・ 宿泊費は宿泊のみを対象とし、夕食・朝食代やその他のサービス（有料放送の試聴、宿泊施設内店舗でのサービス利用、景品等）の代金は対象としない。 ・ 前泊は、当日出発では事業等の開始に間に合わない場合、またやむを得ず前日に準備が必要と認められる場合、補助対象となる。 ・ 後泊は、事業の終了時間により、当日中に出	

要件	・研修や講座において、主催者側が公式ウェブサイトを用意しており、そのウェブサイトにおいて研修の詳細（研修名・受講内容・受講日程・経費・受講場所・講師名）を一般に公開しているもの。 ・研修時間について、受講時間が受講者1人につき6時間以上のものに限る。（対象例の講座を除く） ・市内の事業所、事務所等で勤務する正規雇用職員を対象とする事業であること。
補助率	3分の2以内
限度額	10万円（税抜き） ※但し

対象経費の算出根拠資料	見積書等 講師を招聘する場合、1時間あたりの単価の記載があること
<u>添付資料</u> (1) 人材確保・定着支援事業 ① 説明会、研修会への参加又は開催、職場体験会開催の場合 申込サイトの写し・開催周知の広告等 ② 求人広告の場合 広告媒体の媒体名がわかる資料、サンプル等 ③ 採用に関するウェブサイトの場合 委託先の概要、サンプル等 (2) 人材育成支援事業 ① 研修の概要（パンフレット等） ② 講師委託先	

補助事業の完了が確認できる書類	(例)	(1) 人材確保・定着支援事業
		・ 合同企業説明会等の会場ブース図、当日の出展がわかるパンフレット等 ・ 求人広告が掲載された資料 ・ 職場体験の当日プログラム、実施状況がわかる資料 ・ 研修パンフレット、プログラム、参加者名簿等 ・ 作成したウェブサイトがわかる資料 ・ 実施状況がわかる写真

提出が不要の場合

- (1) 事業を遂行する上で、支障をきたさない計画の細部の変更のみの場合
- (2) 補助事業に要する経費全体の20%以内の減少となる場合
- (3) 申請の実施に要する経費が変更となるが、交付決定額が既に限度額に達していて、変更後も補助金額が変わらない場合

9. 申請から補助金の交付まで

⑧ 実績報告書の作成・提出	
申請書類	☐ 実績報告書（様式第3号） ☐ 事業実績書 ☐ 収支決算書
添付書類	☐ 補助事業の完了が確認できる成果物等 （実施状況がわかる写真、研修の受講を証する書類等） ☐ 補助事業の支出を証明する書類（契約書、請求書、領収書または振込明細書 等）の写し